

2 山一の飛ばし^{*1}

一九九六年は、村山総理の突然の辞任で明け、特養ホームを舞台にした厚生省官僚の不祥事で閉じた。住専への六千八百五十億円の公的資金投入に国民の大部分の人が反対したことは前項で触れた。その上、橋本政権は消費税アップを図っていた。それなのに、一九九六年十月二十日の総選挙で、国民は再び自民党と橋本政権を選んだ^{*2}。

私たちが毎週開いていた勉強会「新政策フォーラム」では、経済財政・金融の専門家を招いて議論していたが、この時の国民の選択について北野一氏（当時三菱銀行資金為替部調査グループ調査役）は、新進党の政策を選んでは、景気回復ができたと言われた。

翌一九九七年、十一月三日に三洋証券が会社更生法の適用を申請、十一月十七日に北海道拓殖銀行が破綻したのに続き、十一月二十四日、山一証券は、臨時取締役会で自主廃業を正式に決定、旧大蔵省に届け出た。山一証券自主廃業のニュースは、バブル崩壊後、長

^{*1} 飛ばし

企業会計において、含み損を抱えた資産を簿価で子会社などに売却した形にして、親会社の損を表面化させないようにつづること。損を他社に振り替えることを「飛ばす」と表現した。経済全体で見ると損失が消え去ったわけではなく、別の会社に振り替えられただけであるため、問題を隠してかえって事態を悪化させる恐れがあることから、証券取引法上、違法行為となっている。

円よりのごんざき

当時証券業は免許事業であつたため、山一証券は、本来ならば免許取り消し処分となるべきだったと言えるのかもしれないが、当時の証券会社に対する行政処分規定では、証券会社の不正行為に対する業務停止命令などの手続きが明確に定

期にわたり低迷を続ける我が国経済・社会に激震をもたらした。以下に収録するのは、山一證券が自主廃業を発表した翌日に開かれた参議院法務委員会における審議記録である。

山一證券の自主廃業の理由は、同社の営業不振に加え、簿外債務が二千六百四十八億円にのぼることが明らかになったためである。いわゆる「飛ばし」などの粉飾決算を、当局は問題が拡大する前に把握し、適切に対処することができなかったのか、私は政府を追及した。

また、一九九五年・一九九六年度の我が国の経済成長率は先進七カ国中最高であったものの、バブル崩壊の遺産を処理しきれずに、金融機関の体力は低下する一方だった。橋本政権は、一九九七年に消費税増税、所得税と住民税の特別減税廃止、医療保険料の引き上げを強行し、財政構造改革法を成立させることで、歳出削減策・財政健全化を図ったのである。これらの政策が景気回復にとどめを刺したことは、現在では広く共有されている認識であるが、当時、いち早くこうした点を指摘した北野氏を信頼し、私は橋本政権を追及した。加えて、金融不安が広がる中で、金融機関に対する早期是正措置の導入によって、不利な事実の公表を金融機関に迫れば、山一證券と同様に、他の金融機関を一層苦境に追い込むのではないかと疑問についても質した。

なお、自主廃業を発表した山一證券に対しては、日銀が日銀特融を発動したが、金融システムの信用維持のためとは言え、中央銀行の資産劣化を招きかねない無担保融資の拡大は、逆に我が国通貨の信頼性を損なう恐れもあるという視点を国会で指摘した。実際、

められておらず、山一證券は、自主的に免許を返上、営業休止届けを提出した。旧大蔵省はこれを認め、一部の業務停止命令を出すにとどまった。証券会社に対する行政処分に関する法令は、山一證券の破綻が一つの契機となって、後に平成十年の金融システム改革や、二〇〇六年の金融商品取引法などを経て、整備されることとなった。

*2 自民党は過半数を確保できなかったが、自社の連立を維持。私が所属していた新進党は四議席減の百五十六議席と伸び悩んだ。

二〇〇五年一月に山一証券の破産手続きが終了した結果、日銀による山一に対する貸付のうち千百十一億円の回収不能が確定したが、これは、日銀が被った損失として過去最大規模であると思われる。日銀の資産規模から見て、この損失が特別問題視されるべきではないかもしれないが、中央銀行が発行する一国の通貨の信頼性は、中央銀行がどのような資産を有するかに依存する以上、中央銀行の資産のあり方については、現在でも経済・通貨制度のあり方を考える上で大きな問題だと思う。

また、一九九五年に米国ではルービン財務長官が「強いドルは国益である」と述べ、世界中のマナーを米国に呼び込む「金融帝国化宣言」をしたとも言われる。国家による規制の行き届かない金融市場は、人間の欲望追究を前提にしているため、暴力的な危険を有している。その中に我が国が放り込まれば、国民が築きあげた貴重な資産が根こそぎにされかねないが、そういう危機意識が余りに薄いのではないかと私は警鐘を鳴らした。我が国においては、今なお通貨や金融ストックに対する理解と対処が遅れがちであると言わざるを得ない。



一九九七（平成九）年十一月二十五日 法務委員会

答弁者：下稲葉耕吉法相

（第二次橋本内閣）

○円より子君*3 今回の総会屋への利益供与のことだけじゃなくて、山一が自主廃業に追い込まれた背景に簿外債務*4が発覚しておりますけれども、有価証券報告書等ではこう

*3 一九九七年九月の臨時国会から、ようやく通称使用が認められた。

いった簿外債務のことはわからなかったんですか。

○説明員（三國谷勝範君*5） 今回の事案につきましては、これから実態がいろいろ解明されていく事柄でございます。有価証券報告書に記載されてなかったところがございませうが、本日、臨時報告書が提出されておりまして、新たな債務の内容等が開示されているところでございます。

○円より子君 簿外債務の発生時期というのはいつごろなんでしょうか。

○説明員（小手川大助君*6） 会社側の発表によりまして、平成三年というように聞いております。

○円より子君 かなり以前から簿外債務で飛ばしをやっているというようなことがうわさされておりましたけれども、大蔵省は調べなかったんですか。

○説明員（内村広志君*7） 山一証券に対します検査は、最近で見ますと、平成五年二月、平成七年十一月というふうによつておるところでございます。

検査におきましては、対象金融機関等から提出された資料等に基づき金融機関の財務、経営の健全性について実態把握を行つてきているところでございますが、本件につきましては、このような提出された資料等に基づくチェックでは把握できなかったものがございます。

○円より子君 それでは、今までの大蔵省の検査や日銀審査では全く簿外取引を把握できなかったということだと、審査、検査に何か問題があるんでしょうか。

○説明員（内村広志君） 金融機関の検査に当たりましては、最近の金融機関の経営状況等

*4 簿外債務

帳簿の外に出した債務という意味。貸借対照表上に記載されていない債務のこと。企業が、含み損を抱えた資産を表面化させないために、簿価で子会社などに資産を売却した形にして、自社の帳簿に債務を記載しないこと。「飛ばし」（14頁脚注参照）など損失を隠して企業の財務状況を投資家などに知らせないために不公正な行為を伴う恐れがあることから、証券取引法上禁止されている。

*5 三國谷勝範

大蔵省証券局企業財務課長。二〇一〇年一月現在、金融庁長官。

*6 小手川大助

大蔵省証券局証券業務課長。二〇一〇年一月現在、MF（国際通貨基金）理事。

を踏まえ、より厳正で実効性のある検査を実施すべく、法令遵守体制等にも重点を置きつつ効果的、適切な実態把握に努めていきたいというふうに思っております。

○円より子君 何か全く効果的ではない検査しかなさっていないと思えるんですが、この検査体制の見直しは考えていらつしやるんですか。

○説明員（内村広志君） 今申しましたように、効果的、適切な実態把握に努めてまいる所存でございますが、その具体的な方策といたしまして、検査官に対しましては、法令遵守体制の実態把握をする上で具体的な留意点を指示いたしましたり、また問題を見つけ出しました場合は告発を含め厳正な対応を図ることを徹底しております。さらに、検査対象となります金融機関等の選定におきましては、機械的な検査周期、間隔のみに必ずしもとられることなく、抜き打ち検査等としての実効性の確保に留意して、機動的、重点的に対処しております。さらに、主任検査官に対する研修も抜本的に見直しております。まして、従来の研修期間を大幅に拡充しておるところでございます。

○円より子君 大変ずさんな検査しかやっていらつしやらなかったと思えないんですが、もしちゃんと検査していらしたなら知っていたということになりますけれども、知っていて隠されたということはないんですか。

○説明員（内村広志君） 証券会社に対します検査につきましては、私ども官房金融検査部におきましては、主に財務の健全性の観点から経営の健全性を見まいておるところでございます。一方、証券等監視委員会につきましては、証券取引法に基づきますルールの違反等がないかというところから検査が行われているところでございます。このよ

*7 内村広志
大蔵省官房金融検査部審査
課長。

うな両輪相まって検査の中身をきちつとしているというふうには御理解いただければというふうに思います。

○円より子君 知っていらしたのか隠されたのかという点についてはいかがですか。

○説明員（内村広志君） 先ほど申しましたように、私どもの金融検査部の検査におきましては、提出された資料等から簿外債務の発見はできなかったというところでございます。

○円より子君 法務省にお尋ねします。

この簿外債務ができた理由というのは飛ばしというふうに言われておりますが、飛ばしというのは犯罪になるんでしょうか。

○政府委員（原田明夫^{*8}） 具体的な事実関係によってさまざまな事態が考慮されると思いますが、現在、いわゆる飛ばしということも報ぜられ、また簿外の負債の問題も報ぜられております。それらにつきまして、大蔵当局においてこれから厳正にその実態調査を行いまして、その経過、現在のような状況に至った背景について真剣に調査したいというふうにも承っております。そういう状況に照らしまして、具体的に犯罪が成立するかどうかということにつきまして今後検討が進められるものというふうにも考えております。

具体的に、ただいまの状況でこういう場合にいったらこういう罪は成立するということにつきまして詳細をお答えいたしますことは、これまた調査それ自体に影響を与えることとなりますので、大変恐縮でございますが差し控えさせていただきますと思います。

*8 原田明夫

法務省刑事局長。この後、法務省事務次官、東京高等検察庁検事長、最高検察庁検事総長を歴任した。